**平成２６年（フ）第２３２７号**
大阪市福島区大開３丁目１番10号
破産者　濱本工業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２６８１号**
大阪市北区梅田１丁目２番２　大阪駅前第２ビル２階―10―１、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区太子堂４丁目29番１号
破産者　有限会社オーデンエンタープライズ
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３２１７号**
大阪市福島区大開３丁目３番20号
破産者　三陽鉄工株式会社
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３７５４号**
大分市下郡北３丁目26番36号
破産者　有限会社プラトン
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１３１号**
埼玉県入間郡三芳町大字上富460番地３
破産者　古河産業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第１７２号**
埼玉県飯能市本町21番21号
破産者　有限会社エスエス技研
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第４６号**
千葉県茂原市早野2410番地１　オリーブ201号
破産者　中村　敏宏
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２５年（フ）第１０９３号**
東京都青梅市小曾木１丁目3363番地の１
破産者　青木　源吉
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第４３７号**
東京都東大和市新堀１丁目1451番地の17
破産者　棚原久仁男
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第２９号**
山梨県南都留郡鳴沢村8531番地
破産者　三浦コンクリート興業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２５年（フ）第１１８号**
岐阜市小柳町13番地
破産者　株式会社あすか
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第１１９号**
岐阜市松ケ枝町２番地
破産者　被相続人亡河嶋克昌相続財産（開始決定時の表示河嶋克昌）
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第２４３号**
岐阜市則武中２丁目25番10―603号　グランシャリオ
破産者　北川　智英
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第３４０号**
静岡県焼津市石津273番１号
破産者　有限会社うるま
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４６７号**
静岡県裾野市深良2184番地
破産者　有限会社ミナミ技建
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第９７号**
静岡県三島市幸原町２丁目21番31号
破産者　株式会社ユート
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第１５４号**
静岡県田方郡函南町平井1720番地の74
破産者　有限会社安間技研
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第８２号**
三重県志摩市阿児町神明1049番地13
破産者　久保　直子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２５年（フ）第１３８４号**
京都府宇治市槇島町石橋51番地
破産者　関西コピー株式会社
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第３４１号**
京都市上京区烏丸通り鞍馬口下ル上御霊仲町457番地の10
破産者　株式会社建築デザイン一級建築士事務所
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第６６７号**
京都市伏見区下鳥羽東芹川町36番地
破産者　京都エンジ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１２９号**
岡山市北区北長瀬本町15番17号
破産者　明石　　章
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部